

## はじめに

平成15年の重症急性呼吸器症候群(SARS)、平成16年の高病原性鳥インフルエンザの家禽類への集団発生による人への感染例や死亡例など、様々な新興・再興感染症が世界規模で発生しています。このような背景を受け、感染症に対する認識も変化し、感染症対策の重要性が再認識されています。

兵庫県における感染症発生動向調査事業は、昭和52年に県独自の感染症監視体制としてスタートして以来、昭和56年からは国の事業の一環として実施しています。平成11年には感染症法が施行され、事前対応型感染症対策の要として本事業が位置付けられました。また昨年11月には、新興感染症や広域的な感染症対策といった新たな課題に呼応して、検疫体制の強化、緊急時における感染症対策の強化、動物由来感染症対策等について定めた改正法が施行されています。

当研究センターは、本事業の発足初期より情報の解析・還元を担ってまいりましたが、平成14年4月からは兵庫県感染症予防計画に基づき兵庫県感染症情報センター(基幹地方感染症情報センター)を当研究センターの感染症部内に置き、専任の職員2名を配置し情報センター機能の一層の充実を図っております。

当情報センターにおいて解析した患者・病原体情報は、週報として保健所、指定届出機関、医師会、市町等関係機関に速かに還元するとともに、当研究センターのホームページに公開して、広く県民に感染症情報の周知を図っております。

今後も的確な感染症対策のための適切な情報提供を迅速に行えるよう、さらに努力してまいります。

ここに平成16年の事業年報をとりまとめました。本書が感染症対策の資料としてご活用いただければ幸いに存じます。

なお、本事業の推進にひとかたならぬご理解とご尽力をいただいております兵庫県医師会、郡市医師会、定点医療機関をはじめとする関係機関各位に心からお礼申し上げます。

平成17年7月

兵庫県立健康環境科学研究所

所長 吉村幸男